

## 社会福祉法人伊方社会福祉協会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊方社会福祉協会（以下「協会」という。）定款の規定に基づき、協会の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 協会の役員等は、次の各号に定める者として報酬を支給する。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員
- (5) 入所検討委員（第三者委員）
- (6) その他、理事長が必要と認めた役職員

(報酬)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

3 役員等の報酬の額は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第4条 第2条第2号から第4号までの役員が勤務したときは、その費用を弁償する。

2 前項の費用弁償額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 勤務の場所が伊方町内であるとき 勤務1日につき、2,000円とする。

(2) 勤務の場所が伊方町外であるとき この規程の別表2を適用し、社会福祉法人伊方社会福祉協会旅費規程を準用して算出された旅費の額。

(支払時期)

第5条 この規程による報酬及び費用弁償は、勤務の日から翌月末までの間に支払うものとする。

(適用除外)

第6条 この規程は、施設長たる理事には適用しない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、職員の給与及び旅費支給の例による。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人伊方社会福祉協会理事及び監事の報酬及び費用弁償に関する規程は、廃止する。

3 社会福祉法人伊方社会福祉協会評議員の報酬に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月1日から施行する。(H19.11.27 議案第15号)

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表1

職 名	報 酬 額
理 事 長	勤務1日につき 10,000円
理 事	勤務1日につき 6,000円
監 事	勤務1日につき 6,000円
評 議 員	勤務1日につき 5,000円
入所検討委員（第三者委員）	勤務1日につき 3,000円
その他、理事長が必要と認める役職員	勤務1日につき 3,000円

別表2

## 費用弁償の日当及び宿泊料

日当（1日につき）				宿泊料（1夜につき）			
県 外		県 内		県 外		県 内	
甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地	甲 地	乙 地
円	円	円	円	円	円	円	円
3,500	3,500	2,000	1,400	15,000	13,000	12,000	8,000